

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は全委員が御出席です。

以後の委員会の進行につきましては、丹野委員長をお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第167回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つございます。

議題1「令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年改正個人情報保護法政令・規則案の意見募集結果について、御説明申し上げます。

昨年12月25日の第162回委員会において、令和2年改正個人情報保護法政令・規則案を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果について御報告申し上げます。

まず、資料について御説明申し上げます。

資料1-1は、意見募集の結果について示しているもので、別紙1として、意見募集結果の概要、別紙2として、全ての意見及び回答を記載してございます。資料1-2は政令案、資料1-3は政令案の新旧対照表、資料1-4は規則案でございます。

それでは、資料1-1、別紙1に基づいて説明させていただきます。

本意見募集は、令和2年12月25日から令和3年1月25日まで実施し、63の個人又は団体から、延べ556件の御意見が寄せられました。このうち、経済団体、事業者団体等及び金融関係としてそれぞれ9者、消費者関係として2者、国際関係及び法律事務所等としてそれぞれ4者から御意見を頂いております。

また、項目としては、漏えい等報告・本人通知が最多の197件、次いで、越境移転に係る情報提供の充実等が102件、個人関連情報及び仮名加工情報がそれぞれ62件となっております。

2ページ目からは「寄せられた主な御意見及びそれに対する考え方」を示しております。

まず「(1) 法定公表事項」について、1番のように、今回の改正について賛同の御意見を頂いている一方、2番のように、公表すべき内容や粒度等をガイドライン等で示してほしいといった御意見を頂いております。

これに対しては「事業者に対する予測可能性確保等の観点から、安全管理のために講じた措置の公表の考え方や具体例及び安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります」としております。

なお、「個人データの処理方法について、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドラインにおいて、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求める旨の記載を検討してまいります」としております。

次に「(2) 第三者提供記録から除外されるもの」については、4番のように「該当する具体例をガイドラインにて明確化してほしい」といった御意見や、5番、6番のように

解釈を確認するものがございました。

次に「(3) 漏えい等報告・本人通知」について「①全般」としては、8番のように、報告要件に該当しないものについて、今後の方針を示されたい、努力義務として残すべきといった御意見を頂いており、これに対して「本規則案第6条の2各号に該当しない事態であっても、個人情報取扱事業者は、委員会に任意に報告することができるように検討しています」としております。

また、9番のように、認定団体の対象事業者である場合の報告方法についての解説を要望する御意見に対して「対象事業者の漏えい等事案における認定個人情報保護団体の関与の在り方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります」としております。

「②対象となる事態」については、10番、11番のように「個人の権利利益を害するおそれ」が大きいものについて、現に発生した場合のみ含まれる制度設計を検討してほしい、具体例を提示してほしいといった御意見を頂いており、これに対して、「漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから『おそれ』がある場合も対象としており、また具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。漏えい等が疑われるものの確証がない場合をいい、個別の事案ごとに判断することとなります」としております。

その他、13番のように「高度な暗号化」、「その他個人の権利利益を保護するために必要な措置」や、14番のように、財産的被害の具体的な内容や事例等を示してほしいといった御意見を頂いております。

「③委員会への報告」については、15番のように、「速やかに」とは何日以内のことか、具体的に示していただきたいといった御意見がございました。

また、16番のように「事態を知った」主体については、責任者であることを明記されたいといった御意見を頂いており、これに対しては「個別の事案ごとに判断されますが、個人情報取扱事業者が法人である場合は、当該法人内のいずれかの部署が把握していれば代表者や担当部署が把握していない場合であっても、これに該当すると考えられます」としてしております。

また、17番のように速報をすべきタイミング及び、仮に速報で報告した情報に誤りがあったとしても、意図的に誤った情報を事業者が報告したのであれば法違反にならない旨を明確にしてほしい、30日、もしくは60日以内に判明・確定していなかった事項については、期限にかかわらず追加的に報告を行うという対応でよいかといった御意見に対しては、それぞれ、「合理的努力を尽くした上で、報告の時点で把握している内容を報告し、その後、報告内容が客観的に誤っていることが判明したとしても、報告義務違反に該当しないと考えられます」「合理的努力を尽くした上で、速報の報告期限までに一部の事項が判明していない場合には、判明次第、報告を追完することが考えられます」としてあります。

「④本人への通知」については、20番のように、速報として個人情報保護委員会に報告

したものの、その後の当該個人情報取扱事業者における調査で、実際の漏えい等がなかったことが判明した場合には、本人への通知は不要であることを明らかにされたいといった御意見を頂いており、これに対しては「実際には当該事態が発生していなかったことが判明した場合は、本人への通知は不要と考えられます。なお、本人への通知については、事態の状況に応じて速やかに行う必要があるところ、実際には当該事態が発生していなかったことが判明する以前の段階で本人への通知を行う必要がある場合もあります」としております。

また、21番のように、本人への通知の時期について、事案によっては委員会の確報より前に通知することも、必ずしも求めているわけではないという理解でよいかといった御意見に対しては、「『当該事態の状況に応じて速やかに』の考え方については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。本人がその権利利益を保護するための措置を講じられるようにするという本人への通知の趣旨を踏まえて個別の事案ごとに判断することとなります」としております。

その他、22番のように、「本人の権利・利益を保護するために必要な範囲」について、具体的な事例を示してほしい。23番のように、「その他参考となる事項」について、どのような事項を想定しているのか明確化してほしいといった御意見がございました。

次に「(4)越境移転に係る情報提供の充実等」について「①全般」としては、24番のように、今回の改正について賛同の御意見を頂いている一方、25番のように、各国の個人情報保護制度に係る情報について、情報の質を担保するとともに、事業者への過度の負担を避ける観点から、個人情報保護委員会が提供すべきであるといった御意見を頂いており、これに対しては「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定です」としております。

「②同意取得時に提供すべき情報」については、26番のように、連邦制国家においては、州法において異なる規律が設けられている場合があるが、このような場合には、当該州までの明示を要するかどうかの御意見を頂いており、これに対しては「州の明示までは求められません。もっとも、本人のリスク認識の観点からは、例えば、州法が主要な規律となっている等、州法に関する情報提供が本人のリスク認識に資する場合には、本人に対して提供先の第三者が所在する州を示した上で、州レベルでの法制度についても情報提供を行うことが望ましいと考えます」としております。

また、27番のように「外国」を明確に定義することを推奨するといった御意見に対しては「『当該外国の名称』における外国とは、提供先の第三者が、個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいいます」としております。

その他、28番のように、同意取得時における情報提供の対象となる「外国における個人情報の保護に関する制度」については、事業者の負担等も考慮し、適切な範囲となるよう、ガイドライン等の策定に当たり、御配慮いただきたいといった御意見や、29番のように「適

切かつ合理的な方法」とは具体的にはどういった方法かといった御意見、30番のように、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」が何を示すのかといった御意見、また、31番のように「特定できない場合」について、どういった場面を想定しているか例示してほしいといった御意見がございました。

これらについては、「具体例等をガイドライン等でお示しすることを検討してまいります」としております。

「③相当措置の継続的な実施の確保のために必要な措置」については、32番のように、提供先の第三者における相当措置の実施状況、並びにそれに影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認することを求める規則案11条の4第1項1号は削除すべき。仮に削除できないとしても、個人情報保護委員会等で、これらの情報を調査し、情報入手できる仕組みを提供するか、記載例等を示されたいといった御意見がございました。

これに対しては、「改正後の法第24条第3項は、本人の権利利益の保護の観点から、個人データの越境移転後においても、提供元の事業者には、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものであり、提供先の第三者による個人データの適正な取扱いを継続的に確保するためには、提供元の事業者において、提供先の第三者による相当措置の実施状況を適切に把握することが重要です。また、提供先の第三者による個人データの取扱いは、提供先の第三者が所在する外国の制度の影響を受ける可能性があることを踏まえ、本規則案第11条の4第1項第1号の規定に基づく定期的な確認を求めるものです」としております。

その他、33番のように、「定期的な確認」の頻度及び方法を具体的に示してほしいといった御意見や、34番のように「適切かつ合理的な方法」の解釈を確認するもの、35番のように「支障が生じたとき」等の具体例を示してほしいといった御意見がございました。

「④必要な措置に関して提供すべき情報」については、36番のように「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」に関連し、提供すべき情報の範囲、内容の明確化を求める意見や、37番のように「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」の具体例を示してほしいといった御意見がございました。

次に「(5) 個人関連情報」については「①全般」として、38番のように、同意の取得方法について、包括的な同意取得など、本人の負担を軽減する方法や、事業者にとって規制の内容を実行しやすくなる方法をガイドラインに示してほしいといった御意見がございました。

これに対しては「確認の方法については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります。なお、本人の予測できる範囲において包括的に同意を取得することは可能であると考えられます」としております。

また、39番のように「『提供元』が同意取得したほうがスムーズな場合も多いのではな

いか」といった御意見に対して「同意の取得方法の具体例等については、ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります」としております。

「②確認の方法」については、41番のように「その他の適切な方法」の具体例を含め、具体的な方法を明確にしてほしいといった御意見がございました。

また、42番のように、個人関連情報の提供先である第三者から提供元の事業者に対する申告についての適法化根拠をガイドライン等で明確にさせていただく必要があるといった御意見に対しては、「改正後の法第26条の2第1項の確認行為において必要となる情報のみを伝える場合には、法令に基づく場合に該当すると考えられます」としております。

「③記録の作成・保存」については、43番のように事業者への過度な負担を避けるため、個人関連情報に係る第三者提供記録の保存は必要最低限の期間とすべきといった御意見に対して「個人関連情報の確認記録義務の各規定は、個人データの確認記録義務を踏まえていることから、本規則案第18条の5は、個人データを提供する際及び受領する際に作成する記録の保存期間と同様の保存期間を定めており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます」としております。

次に「(6) 本人が請求することができる開示の方法」については「②電磁的記録の提供」について、46番のように、様々な方法がある中、事業者が指定した方法でよいかを問うものがあり、これに対しては「電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者が具体的な方法を定めることができますが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます」としております。

その他「③事業者の定める方法」、「④本人が請求した方法による開示が困難な場合」については、47、48、49番のように、それぞれ解釈等を確認するものがございました。

また、「⑤本人確認」については、50番のように仮に本人に対して、電子メールを送信する方法を採る場合は、開示請求時に公的書類等で本人確認ができていれば、開示請求の際に指定された電子メールアドレスに送信することでよいかといった御意見がございました。

これに対しては、「一般的に、個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項として、開示等の請求等する者が本人であることの確認の方法が規定されており、あらかじめ合理的な本人確認方法を指定し、それに基づいて適切に対応することが求められます」としております。

「(7) 仮名加工情報」については「①全般」として、51番のように、匿名加工情報との違いについて、より分かりやすくガイドラインで明記してほしいといった御意見や、52番のように一定以上のレベルに加工基準を保つこと、仮名加工情報に係る削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置の基準等を具体的に明確に定めること等を求める御意見がございました。

「②仮名加工情報となる範囲」については、53番のように「意図をもって」作成しなけ

れば、客観的にその情報がたまたま仮名加工情報であっても、それは仮名加工情報として取り扱わないことも可能であることを明確に示してほしいといった御意見に対して、「仮名加工情報として取り扱われるものとして作成する意図を有することなく、個人情報の取扱いに適用される義務が全面的に適用されるものとして、個人情報を加工して得られたものには、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません」としております。

「③加工方法の基準」については、54、55番のように、ガイドライン等で基準のさらなる明確化を求める御意見がございました。

また、56番のように、仮名加工情報にメールアドレス、スマートフォンの電話番号、広告IDなど「共用性のある識別子」のような情報が含まれている場合、漏えい後に仮名加工情報が簡単に個人情報に復元されてしまう高度の危険性があるといった御意見に対して、「それ自体により、又は他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものではない限り、必ずしも加工が求められるものではなく、この場合でも、加工前の個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合することは禁止されていること等に鑑み、これらの情報が含まれることによるリスクは一定程度低減されていると考えます」としております。

また、57番のように「特異な記述」については、「特異な記述」の削除又は置換を加工基準に加えるべきといった御意見に対しては、「加工前の個人情報に含まれる『特異な記述』が、それ自体により、または他の記述等との組み合わせにより、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって生存する具体的な人物との同一性を認めるに至ることができるものである場合には、当該『特異な記述』は、本規則案第18条の7第1号により、加工の対象となります。

他方、仮名加工情報は、その定義上、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別できること自体は許容されていることから、加工前の個人情報に含まれる『特異な記述』が当該個人情報に含まれる記述等以外の情報と組み合わせない限り、特定の個人を識別できない場合には、必ずしも加工が求められるものではないと考えます」としております。

「④削除情報等に係る安全管理措置の基準」については、58番のように匿名加工情報における加工方法等と同一の水準の安全管理を削除情報等の取扱いにおいても行うことが法的に義務づけられていると理解していかといった御意見に対して「両者は目的及び対象が共通していることから、仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準は、匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置の基準と同様の内容としています。

ただし、講ずべき安全管理措置の具体的な内容については、当該情報が漏えいした場合におけるリスクの大きさを考慮し、当該情報の量や性質等に応じた内容とする必要があることから、情報の性質に応じて異なり得ると考えられます」としております。

「⑤本人への連絡等の禁止の対象となる電磁的方法」については、59番のようにその受

信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法の具体的な方法をガイドライン等で示してほしいといった御意見や、60番のように、禁止する行為に関して解釈を確認するものがございました。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 今回の意見募集では、63の団体や個人から、延べ556件と大変多くの御意見を頂き、貴重な御意見に対し、感謝申し上げたいと思います。

御意見を読ませていただき、今後のガイドライン作りに際して参考になる御意見も少なからず見受けられたように思いましたが、意見募集の対象となりました令和2年改正個人情報保護法政令・規則案に対して見直さなければならないような意見はなかったと認識しております。

御意見は多方面の方々から頂きましたが、中でも実務家の方々からの御意見が多く、企業実務の観点からの御関心が高かったと認識しております。委員会としては、企業からの関心の高さに応えるべく、事業者に対しても適切に新たな制度を周知・広報すると同時に、事業者における個人情報等の取扱いの実態や技術の進展等に応じて、法令等の不断の見直しを行っていく必要があると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 パブリックコメントの結果を見ると、ガイドライン等において、具体的な考え方や例示を示してほしいという意見が全般的に多かったように思われます。中村委員が御指摘のように、実務的な観点からの意見が多かったと思います。

そこで、まず第一に、御意見に対する考え方でも記載されているように、個人情報委として様々な実態も踏まえ、ガイドライン等で考え方や具体例等をできるだけ分かりやすく示していくことについて検討を行っていくということが必要であろうと考えます。

他方、第二に、ガイドライン等に詳細な解釈や運用基準の役割を求められているわけがありますけれども、ガイドライン等はいくまでも考え方、一般論ですので、個別具体的な事案の全てを書き切ることはできないということ。そのことを事業者の方々も我々も留意すべきではないかと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

大島委員、どうぞ。

○大島委員 提出いただいた御意見のまとめについて拝見しまして、項目ごとに見ますと、漏えい等報告に関する意見が多くなっております。ガイドライン等で考え方や事例を示し

ていくことはもちろんのことなのですけれども、事業者からの関心が非常に高いことがあります。それゆえ、実務を踏まえた分かりやすい周知というものが重要と思います。今後、一層積極的に委員会としては取り組んでいく必要があるかと思うところです。

私も沢山の御意見をいただいたことについて感謝申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 個人関連情報の同意の取得について、その方法などに関する意見が多数寄せられております。同意の取得の対応や方法については、委員会でも昨年一度議論を行っておりますけれども、引き続き事業者の実態などを踏まえて検討していく必要があると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、4人の委員から貴重な御意見を賜りました。大変ありがとうございます。

今回の意見募集につきましては、非常に多くの方々から様々な御意見を頂きました。改めて幅広い主体からの個人情報保護法に対する関心の高さというものを実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に深く感謝申し上げたいと思います。

本案は、個人情報保護法の趣旨や国会審議の内容、これまでの委員会における各委員の意見等踏まえて、法の目的であります個人情報の保護と利活用のバランスのとれたものとなっていると思料しております。

さて、今、委員から御意見を頂きましたけれども、特に修正の御意見等がないようですので、原案どおり決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、今、ガイドラインの話がありましたが、引き続きガイドライン等の検討作業を加速させていきたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

それでは、議題2「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について、御説明申し上げます。

資料2-1は概要、資料2-2は政令案でございます。資料2-1に基づいて説明させ

ていただきます。

本政令案は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日について、①令和2年改正法の全面施行の日を令和4年4月1日とすること、②令和2年改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日（オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日）を令和3年10月1日とすること、この2点を定めるものです。

①の全面施行の日については、令和2年改正法附則第1条に掲げる規定の施行の日まで、すなわち公布の日である令和2年6月12日から2年以内の日付とする必要がございます。

全面施行の日を定めるに当たっては、改正内容の周知・広報及び下位法令の策定に必要な事業者等への意見聴取等を行うための十分な期間を設ける必要がございます。また、多くの事業者にとって事業年度の初日であり、システムの切替え等の対応が比較的容易と考えられる令和4年4月1日とすることとしております。

②のオプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る個人情報保護委員会への事前届出の受付開始日については、全面施行の日を令和4年4月1日とすることを受け、オプトアウト手続による個人データの第三者提供を行う事業者における準備期間の確保等の観点から、令和3年10月1日とすることとしております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案どおりに決定し、閣議請議及び官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

それでは、次の課題に移ります。

議題3、「令和2年改正番号法 規則案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年改正番号法規則案の意見募集結果について、御説明申し上げます。

昨年12月25日の第162回委員会において、令和2年改正番号法規則案を取りまとめ、意見募集を実施したところであり、その結果について御報告申し上げます。

まず資料について御説明申し上げます。

資料3-1は意見募集の結果について示しているもので、別紙として、意見募集結果の全ての意見及び回答を記載してございます。

資料3-2は、規則案新旧対照表でございます。

それでは、資料3-1別紙に基づいて説明させていただきます。

本意見募集は、令和2年12月25日から令和3年1月25日まで実施し、2の団体から2件の御意見、5の個人から5件の御意見が寄せられました。

まず、本規則の規定について、具体事例を尋ねる御意見を3件いただいております。

具体的には、1番の漏えい等の「おそれ」とはどのような事案かについて、3番の「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」とはどのような趣旨かについて、4番の「発生し、又は発生したおそれ」にインシデントを含まないかについての御意見を頂いております。これらに対する考え方につきましては、具体事例は「ガイドライン等でお示しすることを検討してまいります」としております。

次に2番を御覧ください。

個人情報保護法施行規則案第6条の2第2号「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれ」がある事態と同様の規定が、本規則案において規定がない理由を尋ねる御意見を頂いており、これに対する考え方につきましては、特定個人情報は、利用範囲が「税・社会保障・災害対策」に限定されており、これまで当委員会に「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれ」のある事案と同様の事案は報告されていないこと、マイナンバー利用の前提となる提供行為の際には本人確認が必要であるなどの保護措置が施されていることから、特定個人情報においては、「『不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれ』は想定しておりません」としております。

次に5番を御覧ください。

「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」について、漏えい等が実際に発生した場合、またはその発生が確認できた場合に限定することを要請する。

漏えい等報告の基準を百人から千人に引き上げることを提言するといった御意見を頂いており、これに対する考え方につきましては、漏えい等が発生していた場合の被害を最小限にする必要があることから「おそれ」がある場合も対象としており、また、特定個人情報は利用範囲が「税・社会保障・災害」に限定されており、特定個人情報を取り扱う場面・量とも限られ、本規則案第2条第4号で定める報告基準を個人情報保護法施行規則案第6条の2、第4号にあわせると、従来報告されていたような事案の把握ができなくなるなど当委員会の適正な監視監督業務に支障が出る懸念があることから、現行どおり百人とするとしております。

その他、6番、7番のように、別記様式の表記について御意見を頂いておりますが、別記様式は原案のとおりとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、マイナンバー法の規則改正においても、先ほどの個人情報保護法の施行令・規則と同様に貴重な御意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げます。その上で、事務局には引き続きガイドライン等の検討作業を進め、周知についても積極的に行っていたいただければと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続きを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題4「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を、事務局から説明をお願いします。

○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について御説明いたします。お手元の資料4を御覧ください。

大項目1の「独自利用事務とは」を御覧ください。

まず、独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで、地方公共団体が独自に個人番号利用をできる事務のことをいいます。また、番号法第19条8号に基づき、独自利用事務のうち、法定事務に準ずるものであって、委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものにつきましては、他の地方公共団体や国の行政機関等に情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。

この独自利用事務の情報連携に係る届出につきましては、委員会ではこれまで、1,229団体、8,798件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウェブサイトで公表してまいりました。

続きまして、大項目2の「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。

この度、地方公共団体から提出されました令和3年10月から開始される情報連携に係る届出書につきましては、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。

その結果、計40団体から、新規の届出が67件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が19件、事務の廃止等を行う中止の届出が1件の計87件の届出がございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計につきましては、地方公共団体数が1,234団体、届出数が8,864件となります。

御説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することといたしますが、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、通知することといたします。事務局においては所要の手続

を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次からの議題は、監督関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

よろしいですか。

では、議題5「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。